

会津若松地方広域市町村圏整備組合情報セキュリティポリシーに基づき、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部（以下「消防本部」という。）が運用する X ページ「会津若松消防本部【公式】」の運用ポリシー（以下「運用ポリシー」という。）を次のとおり定めます。

この運用ポリシーは、本ページを利用する全ての方（以下「利用者」という。）に適用されます。内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。

## 1 運用するソーシャルメディアの種類

X

## 2 アカウント名、URL、アカウント運用者名

(1) アカウント名 会津若松消防本部【公式】

(2) URL <https://X.com/aizushoubo>

(3) アカウント運用者 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部指令課

## 3 目的・内容

圏域内住民への防火防災思想の普及啓発及び災害時の情報提供、その他消防・防災広報を目的に運営するものです。

なお、本アカウントでは、火災、救急、救助、その他の災害及び地震、台風等の大規模災害時における救助等の通報は受け付けません。緊急の場合には、119番通報して下さい。

## 4 遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について、情報発信者が、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

(1) 消防本部、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為

(2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある行為

(3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認ができない噂等を掲載する行為

(4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含む。）

(5) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのある行為

(6) 他の利用者又は第三者に関して、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為

(7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為

(8) 消防本部、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為

(9) その他、運用者が不相当と判断した行為

## 5 知的財産権の帰属

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、消防本部又は原権利者に帰属します。

## 6 免責事項

(1) 消防本部は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。

(2) 消防本部は、利用者が掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

(3) 消防本部は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。

(4) 消防本部は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じ

たいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

- (5) 消防本部は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (6) 本ページは、X社のシステムによって運用されております。消防本部は、Xのシステム運用状況に関する質問等については一切お答えすることができません。X社又は第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問等に関しても、一切お答えすることができません。

## 7 コメント等への対応

### (1) フォロー

国、地方公共団体又は公共性の高い機関のアカウントについて、必要に応じフォローを実施します。それ以外のアカウントについては、フォローを実施しません。

### (2) リポスト

原則として、リポストは実施しません。

### (3) リプライ（返信）及びダイレクトメッセージ

原則として、リプライ（返信）及びダイレクトメッセージへの返信は行いません。

#### 【問い合わせ先】

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部指令課

〒965-0131 福島県会津若松市北会津町中荒井字諏訪前 11

電話 0242-59-1420

E-mail:fd.sirei@119-aizu.jp

## 8 運用ポリシーの変更

- (1) 運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用ポリシーは、別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から効力を生じます。

## 9 個人情報に関する取り扱い

サービスを通じて消防本部が提供を受けた個人情報については、会津若松地方広域市町村圏整備組合個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。

#### 附則

この運用ポリシーは、令和4年6月1日から施行する。

#### 附則

この運用ポリシーは、令和7年5月20日から施行する。